

令和 8 年度貯金事務センター跡地貸付事業公募要項

1 趣旨

貯金事務センター跡地（北区大供一丁目 8 番 1 0 1）を、平日日中は主に来庁者用の時間貸駐車場として活用するとともに、夜間・休日は、民間の駐車場運営のノウハウを活用し、周辺地域の駐車場需要に対応できるよう一般用の時間貸駐車場として有効活用を図る。

本件は、時間貸駐車場の管理運営ができる法人事業者（借受人）と公有財産貸付契約を締結するため、企画競争による事業者の公募を実施するものであり、事業者選定においては、来庁者の円滑な入出庫や利便性向上を図るだけでなく、満車中の交通渋滞など周辺地域に与える影響を考慮した上で、本庁舎、新庁舎に隣接する駐車場としてふさわしい運営方策等の提案を求めるものである。

2 募集内容

（1）事業名称

令和 8 年度貯金事務センター跡地貸付事業

（2）事業提案の条件

別紙「貯金事務センター跡地貸付事業に関する仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）及び「公有財産貸付契約書（案）」（以下「契約書」という。）による。

3 参加資格

企画提案は、単体企業で参加申請するものとし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定及び岡山市契約規則第 2 条第 1 項に該当する法人でないこと。
- （2）参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- （3）国税及び地方税を完納していること。
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）岡山市暴力団排除基本条例（平成 2 4 年市条例第 3 号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （6）本社、本店等の主たる事務所、又は本市との取引にかかる権限が委任されている支店、営業所等を本市内に有するもの。
- （7）平成 2 8 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体における公共用駐車場として、1 か所当たりの駐車台数が 1 4 0 台以上の管理運営の実績を有する法人であること。

4 日程及び期限

項 目	日 程・期 限
ホームページ公告掲載（公募要項等）	公示日～令和8年11月13日（金）
質問書の受付	公示日～令和8年10月22日（木）17時まで
質問書に対する回答	令和8年10月27日（火）16時までに掲載予定
企画提案書等の提出	令和8年10月27日（火） ～11月13日（金）17時必着
ヒアリングの実施	令和8年11月18日（水）頃予定
審査結果の通知	令和8年11月25日（木）頃予定
貸付開始	令和9年1月10日（火）（予定）

5 仕様書等の交付方法

（1）仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和8年度）からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0-0.html>

（2）別添資料の交付方法

電子メールにて送付するため、6（1）に掲げるメールアドレス宛に、件名を「（送付依頼）貯金事務センター跡地貸付事業」として、電子メールを送信し、送信後は電話により受信確認を行うこと。なお、配布する資料を本業務の企画競争以外の目的での使用・公開や、第三者へ譲渡・貸付することは禁止する。

①現状平面図

②Dパーキング岡山市役所利用実績

6 公募内容に関する質問の受付

公募内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

（1）質問書の提出方法

質問書（様式1）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市総務局庁舎管理課へ送信すること。その際、件名は「貯金事務センター跡地貸付事業に関する質問」とし、送信後は電話により受信確認を行うこと。

送付先電子メール：choushakanri@city.okayama.jp

受信確認電話番号：（086）803－1152（直通）

電話、ファックス、口頭での質問は受け付けない。

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和8年度）へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

岡山市総務局総務部庁舎管理課宛に、「令和8年度貯金事務センター跡地貸付事業企画提案書在中」と朱書の上、一般書留又は簡易書留により郵送（提出期限必着）又は持参すること。

(2) 提出書類及び部数

- ①参加申請書（様式2）
- ②印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- ③商業登記簿謄本の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- ④国税及び地方税（岡山市税及び岡山県税）を完納していることを示す証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（様式3）
- ⑥会社概要（任意様式・パンフレット等）
- ⑦実績証明書（様式4）
- ⑧企画提案書（任意様式）8部

※企画提案書等については、「企画提案書に記載すべき内容（別表1）」を熟知した上で作成すること。

- ⑨価格提案書（様式5）

(3) 注意事項

- ①質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ②提出期限後の差し替え、再提出は認めない。本公募要項及び質問に伴う回答を十分確認のうえ提出すること。
- ③企画提案書は評価基準の提出方法に基づき任意様式（ただし、書類のサイズは、極力A4サイズに統一すること。図面等、一部A3サイズも可能とする）で作成し、提案者が判別できるような記載（会社名、部署名、サービス名等）をしないこと。
- ④提案価格書（様式5）は、貸付料1か月間の価格とし、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること。

8 事業者の特定方法等

(1) 審査体制

貯金事務センター跡地貸付事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者のヒアリングにより、評価基準に基づいて審査を行う。
- ② 委員会は、評価基準をもとに各委員200点満点で審査し、審査の合計点数の高い順に最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。なお、同点の場合は、評価項目「2. 政策推進に寄与する提案」の合計点が高い順に最適な提案者を特定する。

- ③ 各委員の評価点数の平均点が120点未満の提案については、最適な提案者として特定しない。

(3) ヒアリングの実施

- ① 発表時間は1事業者につき20分以内とする。その後委員から質疑がある。
- ② ヒアリングの出席者は3人以内とする。
- ③ ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限る（プロジェクター等の機器使用は不可）。
- ④ ヒアリングの詳細な日時、場所については後日連絡する。なお、提案者が1者の場合でもヒアリングを実施する。

(4) 評価基準

評価基準（別表2）のとおり

9 選定結果の通知

最適な提案者及び次順位の提案者に対しては、提案書を特定したことを書面で通知する。選定されなかった提案者へは、提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

10 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (3) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (4) 提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案者がヒアリングに出席しない場合
- (6) 様式5に記載された提案価格が、5（1）②仕様書（案）に示す月額貸付料を下回る場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

11 契約手続き等

最適な提案者は企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係は生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調製の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリングの実施等、本企画競争への参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の特定以外には使用しない。
- (3) 選定されなかった提案書等は、原則として返却する。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合には、当該提案書を無効するとともに、提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

1 3 提出先及び問い合わせ先

岡山市総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所新庁舎1階）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：(086) 803-1152（直通）

電子メール：choushakanri@city.okayama.jp